

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美郷町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

美郷町長

公表日

令和6年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	「予防接種法」「新型コロナウイルス感染症対策特別措置法」「番号法」の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 予防接種に関する事務 ・対象者の抽出及び個別通知 ・予防接種記録の作成及び保存 ・健康被害救済のための給付の支給 ・実費の徴収に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル(2) 住基情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課、こども子育て課
②所属長の役職名	福祉保健課長、こども子育て課長
6. 他の評価実施機関	
特になし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月22日	個人番号の利用	番号法別表第一（10の項）	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第10条	事後	
平成28年8月22日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号 番号法別表第二（17、18、19の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 【情報提供の根拠】 なし （予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） 【情報照会の根拠】 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に ・「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病（障害）に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（17.19の項） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に ・「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（18の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第13条	事後	
平成30年4月27日	評価実施機関における担当部署	福祉保健課長 高橋 久也	福祉保健課長 齊藤 敦子	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	
令和2年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	
令和3年1月13日	特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	「予防接種法」「番号法」の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 予防接種に関する事務 （対象者の抽出及び個別通知、予防接種記録の作成及び保存、健康被害救済のための給付の支給）	「予防接種法」「新型インフルエンザ等対策特別措置法」「番号法」の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 予防接種に関する事務 （対象者の抽出及び個別通知、予防接種記録の作成及び保存、健康被害救済のための給付の支給、実費の徴収に関する事務）	事後	
令和3年1月13日	個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第10条 ・別表第一省令第67条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月13日	情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 なし (予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病(障害)に係るものに限る。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17,19の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2,16の3の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病(障害)に係るものに限る。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17,19の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2項)	事後	
令和3年8月2日	特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	「予防接種法」「新型コロナウイルス等対策特別措置法」「番号法」の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 予防接種に関する事務 (対象者の抽出及び個別通知、予防接種記録の作成及び保存、健康被害救済のための給付の支給、実費の徴収に関する事務)	「予防接種法」「新型コロナウイルス等対策特別措置法」「番号法」の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 予防接種に関する事務 ・対象者の抽出及び個別通知 ・予防接種記録の作成及び保存 ・健康被害救済のための給付の支給 ・実費の徴収に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年8月2日	特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバーコネクタ	健康管理システム、中間サーバーコネクタ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年8月2日	個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条 ・別表第一省令第67条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条 ・別表第一省令第67条の2	事後	
令和3年8月2日	情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法改正に伴う号ズレ修正 令和3年9月1日施行
令和3年12月16日	情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	部署	①福祉保健課 ②福祉保健課長	①福祉保健課、こども子育て課 ②福祉保健課長、こども子育て課長	事後	
令和6年9月20日	個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条 ・別表第一省令第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		
令和6年9月20日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」含まれる項(16の2,16の3の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」含まれる項(16の2項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病(障害)に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17,19の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153、154の項		